

高額な外来診療も窓口負担が軽減されます

これまで、ひとつの医療機関等での1か月の窓口負担は、高額療養費の負担限度額を超えた場合もいったん全額(1割または3割)をお支払いいただいていたましたが、平成24年4月1日からは、所得区分に応じた負担限度額を超える分を支払う必要がなくなります。

ただし、所得区分に応じて**事前の手続き**が必要な場合がありますので、下の表でご確認ください。

| 所得区分 | 負担限度額 (外来) | 事前の手続き | 医療機関等の窓口へ |
|---------|---------------|---|---|
| 現役並み所得者 | 44,400円 | 必要ありません | 「保険証」を提示してください。 |
| 一般 | 12,000円 | | |
| 低所得者 | 8,000円 | お住まいの市町の担当窓口で「 限度額適用・標準負担額減額認定証 」の交付申請をしてください。 | 「保険証」と「 限度額適用・標準負担額減額認定証 」を提示してください。 |
| 低所得者 | | | |

低所得者 ・ に該当する方で「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を医療機関等の窓口へ提示できなかった場合、支払った窓口負担額と負担限度額の差額は、愛媛県後期高齢者医療広域連合会から高額療養費として支給されます。

柔道整復、はりきゅう、あんま・マッサージの施術などは対象外です。

詳しくはこちらをご覧ください。(厚生労働省ホームページ)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/gairai_sinryou/

所得区分の説明

| 所得区分 | 自己負担割合 | 要 件 |
|---------|--------|---|
| 現役並み所得者 | 3割 | 同一世帯に住民税課税所得(注1)が145万円以上(各種控除後)の被保険者がいる方(注2) |
| 一般 | 1割 | 現役並み所得者、低所得者 ・ に該当しない方 |
| 低所得者 | | 世帯全員が住民税非課税の方 |
| 低所得者 | | 世帯全員が住民税非課税であり、各種収入等から必要経費、控除を差し引いた所得が0円となる方(年金収入は控除額を80万円として計算します) |

- (1)平成24年8月から、前年12月31日現在において世帯主でありかつ同一世帯内に合計所得38万円以下の19歳未満の方がいる被保険者は、住民税課税所得から次の と の合計を控除した額。
- 16歳未満の方・・・1人につき33万円
 - 16歳以上19歳未満の方・・・1人につき12万円
- (2)次の ใดれかの要件に該当する場合には、申請により1割負担になります。
- 同一世帯に被保険者が一人の場合、その被保険者の収入が383万円未満であるとき。
 - 同一世帯に被保険者が二人以上いる場合、その被保険者全員の収入が合計で520万円未満であるとき。
 - 同一世帯に被保険者が一人で、かつ70歳から74歳の方がいる場合、その被保険者と70歳から74歳の方の収入が合計で520万円未満であるとき。